

平成25年柴田町議会第1回定例会会議録(第6号)

出席議員(16名)

1番	平間 奈緒美	君	2番	佐々木 裕子	君
3番	佐久間 光洋	君	4番	高橋 たい子	君
5番	安部 俊三	君	6番	佐々木 守	君
8番	有賀 光子	君	9番	水戸 義裕	君
10番	森 淑子	君	11番	大坂 三男	君
12番	舟山 彰	君	14番	星 吉郎	君
15番	加藤 克明	君	16番	大沼 惇義	君
17番	白内 恵美子	君	18番	我妻 弘国	君

欠席議員(1名)

7番	広沢 真	君
----	------	---

説明のため出席した者

町長 部 局

町 長	滝口 茂	君
副 町 長	平間 春雄	君
会 計 管 理 者	村上 正広	君
総 務 課 長	松崎 守	君
まちづくり政策課長	平間 忠一	君
財 政 課 長	水戸 敏見	君
税 務 課 長	武山 昭彦	君
町民環境課長	佐藤 富男	君
健康推進課長	大場 勝郎	君
福祉課長	駒板 公一	君
子ども家庭課長	永井 裕	君
農政課長 併		

農業委員会事務局長	加藤嘉昭君
商工観光課長	小池洋一君
都市建設課長	大久保政一君
上下水道課長	加藤克之君
槻木事務所長	関場孝夫君
危機管理監	相原健一君
地域再生対策監	宮城利郎君
税収納対策監	伊藤良昭君
災害復興対策監	平間広道君
市街地整備対策監	加藤秀典君
教育委員会部局	
教 育 長	阿部次男君
教育総務課長	笠松洋二君
生涯学習課長	加茂和弘君
その他の部局	
代表監査委員	中山政喜君

事務局職員出席者

議 会 事 務 局 長	長谷川 敏
主 査	太 田 健 博

議 事 日 程 (第6号)

平成25年2月28日(木曜日) 午前9時30分 開 議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 議案第 1号 平成25年度柴田町一般会計予算
- 第 3 議案第 2号 平成25年度柴田町国民健康保険事業特別会計予算
- 第 4 議案第 3号 平成25年度柴田町公共下水道事業特別会計予算
- 第 5 議案第 4号 平成25年度柴田町介護保険特別会計予算
- 第 6 議案第 5号 平成25年度柴田町後期高齢者医療特別会計予算
- 第 7 議案第 6号 平成25年度柴田町土地取得特別会計予算

- 第 8 議案第 7 号 平成 25 年度柴田町水道事業会計予算
- 第 9 報告第 4 号 専決処分の報告について（平成 23 年度槻木中学校校舎改築工事（2 期工事）（建築工事）（債務負担行為）請負変更契約について）
- 第 10 報告第 5 号 専決処分の報告について（平成 23 年度槻木中学校校舎改築工事（2 期工事）（機械設備工事）（債務負担行為）請負変更契約について）
- 第 11 報告第 6 号 専決処分の報告について（平成 23 年度槻木中学校校舎改築工事（2 期工事）（電気設備工事）（債務負担行為）請負変更契約について）
- 第 12 報告第 7 号 専決処分の報告について（23 都災第 2801 号下水道災害復旧工事 請負変更契約について）
- 第 13 報告第 8 号 専決処分の報告について（23 都災第 2802 号下水道災害復旧工事 請負変更契約について）
- 第 14 報告第 9 号 専決処分の報告について（23 都災第 2805 号下水道災害復旧工事 請負変更契約について）
- 第 15 報告第 10 号 専決処分の報告について（平成 24 年度柴田町民体育館解体工事請負 変更契約について）
- 第 16 議案第 30 号 23 都災第 2804 号下水道災害復旧工事請負変更契約について
- 第 17 議案第 31 号 23 都災第 2806 号下水道災害復旧工事請負変更契約について
- 第 18 議発第 1 号 地方自治法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整備等に 関する条例
- 第 19 議発第 2 号 柴田町議会会議規則の一部を改正する規則
- 第 20 議発第 3 号 地方自治法第 180 条第 1 項の規定に基づく町長の専決処分指定事項 の一部改正
- 第 21 意見書案第 1 号 石油製品高騰への特別対策と石油製品の適正価格・安定供給の実現を 求める意見書
- 第 22 請願第 1 号 「東北電力女川原子力発電所の再稼働を行わないことを求める意見書」 採択の請願
- 第 23 陳情第 1 号 石油製品高騰への特別対策と石油製品の適正価格・安定供給を実現す る行政施策強化の意見書提出を求める陳情

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前9時30分 開 議

○議長（我妻弘国君） おはようございます。

ただいまの出席議員数は16名であります。定足数に達しておりますので、議会は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

欠席通告が、7番広沢真君からありました。

なお、議案等の説明のため、地方自治法第121条の規定により、説明員として町長以下、関係所管課長等及び監査委員の出席を求めています。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付のとおりであります。

日程に入ります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（我妻弘国君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第116条の規定により、議長において2番佐々木裕子さん、3番佐久間光洋君を指名いたします。

日程第2 議案第1号 平成25年度柴田町一般会計予算

日程第3 議案第2号 平成25年度柴田町国民健康保険事業特別会計予算

日程第4 議案第3号 平成25年度柴田町公共下水道事業特別会計予算

日程第5 議案第4号 平成25年度柴田町介護保険特別会計予算

日程第6 議案第5号 平成25年度柴田町後期高齢者医療特別会計予算

日程第7 議案第6号 平成25年度柴田町土地取得特別会計予算

日程第8 議案第7号 平成25年度柴田町水道事業会計予算

○議長（我妻弘国君） 日程第2、議案第1号平成25年度柴田町一般会計予算、日程第3、議案第2号平成25年度柴田町国民健康保険事業特別会計予算、日程第4、議案第3号平成25年度柴田町公共下水道事業特別会計予算、日程第5、議案第4号平成25年度柴田町介護保険特別会計予算、日程第6、議案第5号平成25年度柴田町後期高齢者医療特別会計予算、日程第7、議案第6号平成25年度柴田町土地取得特別会計予算、日程第8、議案第7号平成25年度柴田町水道事業会計予算、以上7件を一括議題といたします。

議案第1号から議案第7号までは予算審査特別委員会に審査を付託しておりましたので、加藤

克明委員長から審査結果の報告を求めます。委員長、加藤克明君の登壇を許します。

〔予算審査特別委員会委員長 登壇〕

○予算審査特別委員会委員長（加藤克明君） 予算審査特別委員会委員長の報告をいたします。

去る2月22日の本会議におきまして、予算審査特別委員会に審査を付託されました議案第1号平成25年度柴田町一般会計予算、議案第2号平成25年度柴田町国民健康保険事業特別会計予算、議案第3号平成25年度柴田町公共下水道事業特別会計予算、議案第4号平成25年度柴田町介護保険特別会計予算、議案第5号平成25年度柴田町後期高齢者医療特別会計予算、議案第6号平成25年度柴田町土地取得特別会計予算、議案第7号平成25年度柴田町水道事業会計予算、この7件については、2月22日、特別委員会を招集し、25日から27日まで関係担当者の説明を聴取し、慎重に審査を行いました。

審査の結果、議案第1号から議案第7号までの平成25年度柴田町各種会計予算7カ件は、いずれもこれを原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、少数意見の留保はございません。

以上、報告をいたします。予算審査特別委員会委員長、加藤克明。

○議長（我妻弘国君） これより委員長報告に対する質疑に入りますが、議会運営に関する基準により省略いたします。

これより討論に入ります。議案名を示して行ってください。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（我妻弘国君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

ただいま議案第1号から議案第7号までの審査結果について委員長の報告がありました。委員長報告はいずれも原案可決であります。

これより採決を行います。

お諮りいたします。議案第1号平成25年度柴田町一般会計予算は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（我妻弘国君） 起立多数であります。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

お諮りいたします。議案第2号平成25年度柴田町国民健康保険事業特別会計予算は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（我妻弘国君） 起立総員であります。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

お諮りいたします。議案第3号平成25年度柴田町公共下水道事業特別会計予算は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（我妻弘国君） 起立総員であります。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

お諮りいたします。議案第4号平成25年度柴田町介護保険特別会計予算は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（我妻弘国君） 起立総員であります。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

お諮りいたします。議案第5号平成25年度柴田町後期高齢者医療特別会計予算は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（我妻弘国君） 起立総員であります。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

お諮りいたします。議案第6号平成25年度柴田町土地取得特別会計予算は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（我妻弘国君） 起立総員であります。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

お諮りいたします。議案第7号平成25年度柴田町水道事業会計予算は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（我妻弘国君） 起立総員であります。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第 9 報告第4号 専決処分の報告について（平成23年度槻木中学校校舎改築工事（2期工事）（建築工事）（債務負担行為）請負変

更契約について)

日程第10 報告第5号 専決処分の報告について(平成23年度槻木中学校校舎改築工事(2期工事)(機械設備工事)(債務負担行為)請負変更契約について)

日程第11 報告第6号 専決処分の報告について(平成23年度槻木中学校校舎改築工事(2期工事)(電気設備工事)(債務負担行為)請負変更契約について)

○議長(我妻弘国君) 日程第9、報告第4号から日程第11、報告第6号まで、関連がありますので一括して専決処分の報告を求めます。

町長の登壇を許します。町長。

[町長 登壇]

○町長(滝口 茂君) ただいま一括議題となりました報告第4号から報告第6号までの専決処分の報告についての報告理由を申し上げます。

今回の報告は、平成23年第4回定例会で請負契約締結の議決をいただいた平成23年度槻木中学校校舎改築工事(2期工事)(債務負担行為)の建築工事、機械設備工事、電気設備工事、おのおのの請負変更契約締結の専決処分についてであります。

本工事につきましては、平成24年3月臨時会において変更契約議決及び変更契約の専決処分を報告し、工事を進めてまいりましたが、工事内容の一部に変更が生じたため、再度の設計内容の変更を行ったものです。

報告第4号につきましては、建築工事の増額変更です。主な変更内容は、転落防止用のワイヤーの設置など安全対策を行いました。

報告第5号につきましては、機械設備工事の減額変更です。主な変更内容は、外構工事とのかかわりで排水ルートの変更を行いました。

報告第6号につきましては、電気設備工事の増額変更です。主な変更内容は、照明設備等の追加を行ったものです。

以上、地方自治法第180条第1項の規定に基づく町長の専決処分指定事項第1項の規定により専決処分したので、報告するものです。

詳細につきましては担当課長が説明いたします。

○議長(我妻弘国君) 補足説明を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長(笠松洋二君) それでは、一括議題となりました報告第4号、第5号、第6号

の専決処分¹の報告について補足説明を申し上げます。

お手元のA3判資料、平成25年第1回定例会報告第4号、第5号、第6号関係資料の1ページ目をごらんください。右側の表中に案件ごとの概要を記述いたしております。

初めに、報告第4号（建築工事）です。請負者は株式会社四保工務店です。請負額は、現請負額9億8,080万800円に対して、401万9,400円の増額となる変更契約を行い、変更請負額は9億8,482万200円となりました。変更契約の締結日は平成25年2月12日です。

次に、変更概要ですが、1点目の①階段下倉庫に棚、鋼製床を追加につきましては、左下図面の1階平面図に、建築・①で示している2カ所でございます。BとCの階段下の倉庫の利便性を高めるために棚を追加しました。また、ホールの床暖房設置がございますので、中央階段Bの倉庫内に段差ができます。この転倒防止のための鋼製床を設置しました。

2点目については、②防火シャッターの塗装取りやめにつきましては、1階と2階の平面図に、建築・②で示している破線の部分でございます。設置シャッターが塗装済みの製品であることから、当初設計で見込んでおりましたシャッターの塗装工程を取りやめて経費を節減するというものでございます。

3点目、キャットウォークに転落防止用のワイヤー設置につきましては、資料2ページをお開きください。2ページ目の上段屋根伏図に建築・③で示す実線の部分でございます。ホール及び多目的ホール上部の点検用通路、キャットウォークということになっているんですけども、落下防止策として、1つに腰の高さまでの手すりを回しているのですが、床と腰高の手すりの間に広がりがありますので、ワイヤーを2本追加設置して安全対策を講じるものでございました。なお、この通路は点検業者用でございますので、生徒等が入るということはありません。

4点目の④ホール及び多目的ホールの窓に飛散防止用フィルムの張りつけにつきましては、資料2ページの上段屋根伏図に、建築・④で示すハイサイドライト周りの斜線帯の部分でございます。これは、強化ガラスではあるんですけども、念を押しまして、高所にある窓でございますので、内部への飛散防止ということで、防止フィルムを設置するという追加をいたしました。

5点目の建築工事の工期は、変更前日²の平成25年2月28日から29日間延長して、変更後期日を平成25年3月29日とするものでございます。変更の理由といたしましては、請負者株式会社四保工務店から、東日本大震災の復興・復旧工事が一斉に動き出してきた中でも、人員及び資材等の確保に努め、工期内竣工を目指してきたところでございますが、工期終盤、成人式典

の翌日の1月14日とか2月に入ってからの降雪がありまして、校舎建築は完了することができましたが、外構周りの一部、特に駐輪場の整備、外周りの部分で工期内の完了ができないということで、工期延長の申し出がありまして、施工管理を委託している宮城県建築住宅センターの確認に基づいて、協議の結果工期を延長するということにしたものでございます。

次に、報告第5号（機械設備工事）でございます。

同じく、資料1ページの右側の表をごらんください。

請負者は、有限会社高美住設です。請負額は、現請負額1億4,105万9,100円に対して、31万3,950円の減額となる変更契約を行い、変更請負額は1億4,074万5,150円となりました。変更契約の締結日は平成25年2月12日です。

次に、変更概要ですが、1点目の⑤水道蛇口の機種変更は、1階平面図の上側の美術教室から技術教室、資材室と、2階平面図の上側でございます理科教室（1）から理科教室（2）に、機械設備・⑤の三角で示しておりますが、脇に掛ける数字は箇所数を示しております。合計で29カ所の変更ということになります。これは、当初設計では立水栓といたしまして、こういう蛇口ですね、縦の蛇口を設計しておったんですが、これがカーテンを設置した場合に、カーテンがここにぶつかるということから、壁から横水栓といたしまして、こう出る水栓に変更をしたものでございます。

2点目の⑥洗面化粧台の数量減（建築と重複）は、2階平面図左側の音楽教室の洗面化粧台1台なんですけど、建築工事と設計の中で重複していたために、機械設備工事から減額とするものです。

3点目の⑦トイレ鏡の数量減、これも建築と重複でありますけど、生徒用トイレの鏡が建築工事と17カ所で重複していたために、機械設備工事から減額したものでございます。

4点目の公共下水道に接続する配管ルートの変更では、校舎北側の公共下水道に接続する校内排水の配管工事で、既設の下水ますを再利用できるということが確認できたために、配管ルートの変更と当初計画の下水ますの新設を取りやめたものでございます。

最後に、報告第6号（電気設備工事）でありますけど、請負者は、笠松電気株式会社です。請負額は、現請負額1億7,834万6,700円に対して、47万1,450円の増額となる変更契約を行い、変更請負額は1億7,881万8,150円となりました。変更契約の締結日は平成25年2月12日です。

変更概要では、1点目の⑧照明器具の追加は、当初設計で計画していた照明器具の設置をいたしまして、工程が進む中で、建具等が各コーナー、場所に設置されました。その設置によりまして、影が生じてしまう箇所が出てきましたので、照明器具を追加して対応をしたというこ

とでございます。追加箇所は、技術教室前の廊下に8カ所、階段B、Cに4カ所、校長室流しに1カ所、この図面にはございませんが、校舎の西側の外側に受水槽室、受水槽の中にスペースがあるわけなんです、それに1カ所と、合計14カ所となるものです。場所につきましては、各平面図に二重丸で示しております。

2点目の⑨LANケーブルの追加については、主サーバーのある2階パソコンの教室、PC教室というふうに標示されておりますが、から1階の職員室と事務室へLANケーブルを引くんですけれども、そのルートがエレベーター隣の機械室、これはダクトがありまして、大体の関係する配線等がそこを回るようになっているんですけれども、経由して引くルートであるために、延長距離が長くなっております。ルート途中での断線など、今後例えばいろいろな故障が発生した場合の修繕対応を容易にするために、予備ケーブルを今回の工事にあわせて、追加配線を380メートル行うということにしたものでございます。

3件とも平成25年2月12日に専決処分を行っております。

以上、補足説明といたします。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（我妻弘国君） これより先例により質疑に入ります。質疑回数は1回であります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（我妻弘国君） 質疑なしと認めます。

日程第12 報告第7号 専決処分の報告について（23都災第2801号下水道災害復旧工事請負変更契約について）

日程第13 報告第8号 専決処分の報告について（23都災第2802号下水道災害復旧工事請負変更契約について）

日程第14 報告第9号 専決処分の報告について（23都災第2805号下水道災害復旧工事請負変更契約について）

○議長（我妻弘国君） 日程第12、報告第7号から日程第14、報告第9号までは、関連がありますので一括して専決処分の報告を求めます。

町長の登壇を許します。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま一括議題となりました報告第7号から報告第9号までの専決処分の報告についての報告理由を申し上げます。

今回の報告は、平成23年第4回定例会で請負変更契約の議決をいただいた、下水道災害復旧工事の請負変更契約締結の専決処分についてであります。それぞれ工事内容の一部に変更が生じたため、設計内容の変更を行ったものです。

報告第7号の23都災第2801号下水道災害復旧工事及び報告第8号の23都災第2802号下水道災害復旧工事の主な変更内容といたしましては、管路土工、管布設工及びマンホール復旧工の見直しによる減額変更となります。

報告第9号の23都災第2805号下水道災害復旧工事の主な変更内容につきましては、管路土工の工法の見直しによる増額変更となります。

以上、地方自治法第180条第1項の規定に基づく町長の専決処分指定事項第1項の規定により専決処分したので、報告するものです。

詳細につきましては担当課長が説明いたします。

○議長（我妻弘国君） 補足説明を求めます。上下水道課長。

○上下水道課長（加藤克之君） それでは、補足説明をさせていただきます。

報告第7号ですが、報告書15ページをお開きください。

専決処分書です。平成23年12月15日議決の23都災第2801号下水道災害復旧工事請負契約について、地方自治法第180条第1項の規定に基づく町長の専決処分指定事項第1項の規定により、次のとおり専決処分を行ったものであります。平成25年2月18日の日付となります。変更契約締結日も同日となります。

変更前の当初請負額は1億657万5,000円で、変更額は426万8,250円の減額となり、変更後の金額は1億230万6,750円となります。

図面の説明に入る前に、国の査定を受けた災害復旧工事の変更手続きについて説明させていただきます。

災害復旧工事の変更については、1,000万円以下で、かつ計算間違いや延長15メートル以内の変更による軽微な変更以外は、全て重要な変更となり、国土交通省の許可を受けなければなりません。今回発注を行った下水道災害復旧工事は、変更額が1,000万円以下であっても重要変更の対象となるため、全ての工事において平成24年11月21日に国土交通省と本省協議を行い、変更内容について許可を受けたものであります。その後、工事の進捗に合わせ軽微な変更を行い、今回の契約となりました。

それでは、報告第7号の図面を参照願います。

場所は、船岡西地区になります。下段の表をごらんください。当初の工事内容を黒字、変更

後の工事内容は赤字で表示し、最後に増減を記載しました。請負業者は白幡工務店で、変更額は426万8,250円の減額となります。それぞれ復旧延長は8メートルの減、管渠復旧工は復旧延長からマンホールの長さを引いた延長となりますが、6.2メートルの減、マンホール復旧工は1.8メートルの減、マンホールのタイプによっても異なりますが、変更を行ったマンホールは内径が90センチのマンホールですので、2カ所減となったものです。マンホール部分復旧工は13カ所の減となります。マンホール部分復旧工の箇所数減の大きな要因ですが、災害査定においては、マンホールとマンホールの間の1スパンを復旧する場合は、マンホール接続部に支障がなくても、マンホール部の管口部を壊し、管渠を全て入れかえる方法となっておりました。しかしながら、現場精査の際、マンホールの高さを調整する必要がない場合は、マンホール管口部を壊さなくても、管を切断して接続するだけで復旧できることから、マンホール自体に手をかけない箇所が生じてきました。このことが、マンホール部分復旧工の減少の大きな要因です。

中段の凡例について説明させていただきます。

黒の太線が開削工法による工事となります。水色が推進工法で、緑色の点線は、管はそのまま内側から管を更生する管渠更生工法による復旧となります。赤の太線は、工事進捗にあわせ、災害査定時には不明であり、国との変更協議により追加を許された路線であります。図面のとおり、この工事においては、全ての路線が黒色の開削工事となっております。マンホール部分復旧工は、ABCと、Dを除いたEFの5つのパターンにパターン分けを行っておりますが、マンホール全体の撤去をせず、一部の部材の交換や撤去によって高さを調節したり、マンホールの壁面のクラックに対して修理を行うものです。箇所数は、補修の箇所数をあらわしており、マンホールの箇所数ではありません。例えば、1カ所のマンホールに高さを調節する部分が1カ所、クラックを修理する部分が1カ所あった場合については、マンホール部分復旧工の箇所数は2カ所となります。マンホール復旧工Dパターンについては、既存のマンホールを一時撤去し、再度高さを調節して入れかえるもので、標示は延長であらわされています。当初2カ所の入れかえを予定していましたが、高さ調整の結果、入れかえまで不要となったものがあります。路線のそれぞれについて、延長の変更は、引き出し線により赤黒対照で表示しておりますが、図面の都合上文字が小さいため、次のページに1路線ごとの延長の変更を表示しています。それぞれ事前調査と実際に掘削を行い、状況に応じて変更を行ったものであります。工種による金額変更の内容は、経費を含め管渠復旧工で約306万7,000円の減、マンホール復旧工で約20万円の減、マンホール部分復旧工で151万6,000円の減、取付管で5万7,000円の減、付

帯工、これは路盤、舗装、区画線の関係の工事になりますが、57万3,000円の増額、合わせて426万8,250円の減額となります。

次に、報告第8号です。報告書の19ページになります。

工事名は、23都災第2802号下水道災害復旧工事です。

変更前の金額は3億6,015万円で、464万2,050円を減額し、変更後の金額は3億5,550万7,950円とするものです。

2802号の図面をお開きください。

下段の表になります。場所は船岡新栄並びに土手内地区で、請負業者は松浦組となります。464万2,050円を減額し、変更後の金額が3億5,550万7,950円となります。それぞれ復旧延長は23.5メートルの増、管渠復旧工は22.6メートルの増、マンホール復旧工は1カ所増で0.9メートルの増、マンホール部分復旧工は20カ所の減で118カ所となります。この区域では、現場精査の結果、路線が追加となった場所があります。中段、凡例の左側に赤線で表示している場所がありますが、流れが不良となっているため、入れかえを行ったものであります。41.94メートルを追加しています。

ここで、図面の訂正がございます。2枚目の右下段、赤字で354路線となりますが、増減の欄が黒三角の41.94となっていますが、追加となった路線でありますので、プラスの41.94メートルとなります。ご訂正をお願いいたします。

主な金額の変更は、経費を含め管渠復旧工で約193万円の減、マンホール部分復旧工で244万円の減、取付管で24万9,000円の減等、合わせて464万2,050円の減額となります。管渠復旧工が延長増となっているにもかかわらず、金額が減となっているのは、全工事に共通しますが、管渠埋め戻しの土量換算係数について、当初1.33で計算していたものが、下水道の指針によると1.11で計算することとなっているため、埋め戻し土量が減少し、これにより約315万9,000円の減、またマンホール部分復旧工で約244万4,000円の減となったためです。

次に、報告第9号です。報告書23ページになります。

工事名が23都災第2805号下水道災害復旧工事です。変更前の金額は6,825万円で、305万8,650円を増額し、変更後の請負額が7,130万8,650円となるものです。

2805号の図面をお開きください。上段の表になります。船岡東並びに神山前、東神山前地区で、請負業者は四保工務店です。305万8,650円を増額し、変更後の請負額が7,130万8,650円となります。全ての工事が開削工法となります。それぞれ復旧延長は7.9メートルの減、管渠復旧工が7メートルの減、マンホール復旧工が0.9メートルの減、マンホール部分復旧工は13カ所の

減となります。主な金額の変更は、経費も含め管渠復旧工で506万3,000円の増、マンホール部分復旧工で85万6,000円の減、付帯工で93万7,000円の減等で、合わせて305万8,650円の増となります。延長が減少したにもかかわらず金額が増となったのは、図面下、船岡体育館から新栄通線に至る斜めの路線30路線において、掘削時に湧水が多量に生じ、ボーリングを起こして掘削ができなかったことから、薬液注入の処理を行い、地盤を固めてから掘削したために増額となったものであります。なお、これらにつきましては工期を平成25年3月21日としております。

以上であります。よろしく願いいたします。

○議長（我妻弘国君） これより先例により質疑を許します。質疑回数は1回であります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（我妻弘国君） 質疑なしと認めます。報告7号から報告9号までの専決処分の報告を終結いたします。

日程第15 報告第10号 専決処分の報告について（平成24年度柴田町民体育館
解体工事請負変更契約について）

○議長（我妻弘国君） 日程第15、報告第10号専決処分の報告を求めます。

町長の登壇を許します。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました報告第10号専決処分の報告についての報告理由を申し上げます。

今回の報告は、平成24年第4回定例会で請負契約締結の議決をいただいた、平成24年度柴田町民体育館解体工事請負変更契約締結の専決処分についてであります。工事内容の一部に変更が生じたため、設計内容の変更を行ったものです。

主な変更内容は、工事着手後、その他の内外装材についても検体を採取し、アスベスト含有検査を行ったところ、煙突の断熱材、天井材、外壁材にも含有していたことを確認しました。このことにより、アスベスト撤去方法、数量に変更が生じたため増額変更を行ったものです。

以上、地方自治法第180条第1項の規定に基づく町長の専決処分指定事項第1項の規定により専決処分したので、報告するものです。

詳細につきましては担当課長が説明いたします。

○議長（我妻弘国君） 補足説明を求めます。財政課長。

○財政課長（水戸敏見君） 報告第10号について説明いたします。報告書の27ページです、ごらんください。

専決処分書です。町民体育館解体工事の請負契約について、2月22日専決処分により変更契約を行いました。請負者は、株式会社四保工務店です。

この解体工事は、昨年12月の定例会で議決された請負額5,460万円の解体工事ですが、工事を進める中で、アスベストが含まれる外壁材等が確認され、その撤去、処分にかかわる経費の増額が必要になりました。466万4,100円の増額で、変更後の契約金額は5,926万4,100円となります。

変更となった内容ですが、当初設計では確認していたアスベスト部材は、量にして約3立米程度と見込んでいましたが、外壁材や煙突内部に新たにアスベスト部材が確認されました。合計では37立米、処分費としての増加分は50万円程度なんです。アスベスト飛散を防ぐため、外壁撤去は全て手ばらしとしました。足場組みです。そのための追加工事費を含め、総額ではこのような金額になりました。

この事業は、災害等廃棄物処理事業の認定を受けており、増額分についてもその該当となります。

以上、補足説明とします。

○議長（我妻弘国君） これより先例により質疑を許します。質疑回数は1回であります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（我妻弘国君） 質疑なしと認めます。これをもちまして、報告10号専決処分の報告を終結いたします。

日程第16 議案第30号 23都災第2804号下水道災害復旧工事請負変更契約
について

日程第17 議案第31号 23都災第2806号下水道災害復旧工事請負変更契約
について

○議長（我妻弘国君） 日程第16、議案第30号23都災第2804号下水道災害復旧工事請負変更契約について、日程第17、議案第31号23都災第2806号下水道災害復旧工事請負変更契約についてを一括議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま一括議題となりました、議案第30号23都災第2804号下水道災害復旧工事請負変更契約及び議案第31号23都災第2806号下水道災害復旧工事請負変更契約についての提案理由を申し上げます。

現在、施工中であります下水道災害復旧工事において、工事内容の一部に変更が生じたため、設計内容の変更を行うものです。

主な変更内容は、管路土工、管布設工、マンホール復旧工及びその他復旧工種について、現地施工の結果、復旧範囲の増減及び復旧工法の見直しにより変更を行うものです。

請負業者との協議も整い、工事請負変更仮契約を締結しましたので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものです。

詳細につきましては担当課長が説明いたしますので、原案のとおり可決くださいますようお願いいたします。

○議長（我妻弘国君） 補足説明を求めます。上下水道課長。

○上下水道課長（加藤克之君） それでは、補足説明をさせていただきます。

議案第30号ですが、追加議案書1ページをお開きください。

工事名は、23都災第2804号下水道災害復旧工事であります。平成23年12月15日議決の23都災第2804号下水道災害復旧工事請負契約について、下記のとおり請負変更契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

平成25年2月18日に仮契約を締結しています。

変更前の請負額は2億3,835万円で、3,274万8,450円を減額し、変更後の契約額を2億560万1,550円とするものです。

それでは、議案第30号の図面を参照願います。

場所は槻木になります。右中段の表をごらんください。請負会社は松浦組で、変更額は3,274万8,450円の減額となります。復旧延長で52.9メートルの増、管渠復旧工も同延長の増となります。マンホール部分復旧工については65カ所の減となります。黒色の路線が開削工法、水色が推進工法で、図面左下、槻木西地区のもみのき園付近で1スパン、槻木小学校校門前で2スパン、それから図面では見にくいですが、村田街道踏切付近で1スパン、さらに槻木中学校北側

の四日市場地区で1スパンがあります。管渠本管部分更生工については、最下段の表に掲載しました。場所は、もみのき園近くで2カ所、サニータウン南側で5カ所となります。赤線で表示した追加路線については、槻木西地区で2路線、槻木余目で2路線、合わせて4路線が追加となっております。追加路線の合計延長は87.49メートルとなります。追加路線は、全て開削工法となります。また、廃止になった路線であります。先ほど説明しました槻木中学校北側四日市場地区の推進工法1スパンが廃止となりました。図面ではわかりやすくするために色分けはせず、推進工事の水色で示しています。当初、この部分に汚水の滞留が認められたため復旧を予定しましたが、現場再精査の結果、下流部において堆積物があり、清掃した結果スムーズに流れ、復旧の必要性がなくなったものであります。災害復旧で用いた推進工事は、新規に推進を行うのではなく、現在埋設されている下水道管を壊しながら新しくしていく改築推進工法と呼ばれるもので、金額が非常に高価なため、減額の大きな要素となっております。管渠復旧工では、経費込みで約1,520万円の減、マンホール部分復旧工で235万4,000円の減、取付管91万円の減、付帯工が1,422万9,000円の減、これは舗装切断延長の減、車道舗装面積の減、歩道舗装面積の減によるものです。車道舗装面積の減は、当初全幅で舗装面積を計算していた路線が、現場精査の結果、半断面の舗装になった箇所があること、歩道に下水道管が埋設されていたものが、水道管が埋設されたことによって車道に布設がえを行った箇所があります。また、槻木駅西区画整理地内は、歩道舗装が全て赤色のベンガラ舗装であることから、舗装単価が高く大きな金額減となったものであります。下水道の災害復旧についての原則は、幅員5メートル以内が全面舗装、5メートル以上で2車線が確保されている部分は、半断面の舗装復旧が原則となります。本省協議を行う前の県との協議において指摘されたものであります。合計で3,274万8,450円の減額となります。

次に、議案第31号です。3ページをお開きください。

工事名は、23都災第2806号下水道災害復旧工事であります。

変更前の請負額は1億7,430万円で、1,488万5,850円を減額し、変更後の契約額を1億5,941万4,150円とするものです。

それでは、議案第31号の図面を参照願います。

場所は西住、清住地区になります。上段の表をごらんください。請負会社は竹有土木で、変更額は1,488万5,850円の減額、復旧延長で28.9メートルの減、管渠復旧工が22.8メートルの減、マンホール復旧工が6.1メートルの減、箇所数で7カ所となります。さらに、マンホール部分復旧工が2カ所の減となります。黒色の路線が開削工法で、当地区は全て開削工法となりま

す。大河原商業から西住小学校に至る町道で、都市計画道路山手線と交差する部分の269路線、11メートルが廃止、その延長上で赤色に表示した238の1路線、13.6メートルが追加路線となります。管渠復旧工で894万2,000円の減、マンホール復旧工が57万4,000円の減、マンホール部分復旧工で118万7,000円の減、付帯工で400万5,000円の減、合わせて1,488万5,850円の減額となるものです。

大きな変更要素は、当初大河原商業東側の船岡用水路沿いに、復旧路線で水路側からの湧水を予想し薬液注入工法を計上しておりましたが、施行前の試掘の結果、大河原商業の南側23路線と25路線において、大きな湧水が見られなかったことから、この路線の薬液注入を廃止したものであります。この金額が約666万1,000円の減。土量換算係数の変更により204万円の減、舗装版切断で113万円の減、現場精査による舗装面積の減で157万1,000円、当初計画していた歩車道境界ブロックの撤去・再設置が、最終的に必要なくなったことにより95万円の減、これらにより、最終的に1,488万5,850円が減額となったものであります。

最後になりますが、これらの災害復旧工事の工期は、全て3月21日までとしております。

以上であります。よろしくお願いいたします。

○議長（我妻弘国君） これより質疑に入ります。質疑は一括いたします。なお、質疑に当たっては議案名を示して行ってください。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（我妻弘国君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（我妻弘国君） 討論なしと認めます。

これより、議案第30号23都災第2804号下水道災害復旧工事請負変更契約についての採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（我妻弘国君） 起立総員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより、議案第31号23都災第2806号下水道災害復旧工事請負変更契約についての採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（我妻弘国君） 起立総員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 18 議発第 1 号 地方自治法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例
の整備等に関する条例

日程第 19 議発第 2 号 柴田町議会会議規則の一部を改正する規則

日程第 20 議発第 3 号 地方自治法第 180 条第 1 項の規定に基づく町長の専決処
分指定事項の一部改正

○議長（我妻弘国君） 日程第18、議発第 1 号地方自治法の一部を改正する法律等の施行に伴う
関係条例の整備等に関する条例、日程第19、議発第 2 号柴田町議会会議規則の一部を改正する
規則、日程第20、議発第 3 号地方自治法第180条第 1 項の規定に基づく町長の専決処分指定事項
の一部改正を一括議題といたします。

提出者の趣旨説明を求めます。11番大坂三男君の登壇を許します。

〔11番 大坂三男君 登壇〕

○11番（大坂三男君） それでは、提案理由を申し上げます。

議発第 1 号地方自治法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整備等に関する条
例、議発第 2 号柴田町議会会議規則の一部を改正する規則、議発第 3 号地方自治法第180条第 1
項の規定に基づく町長の専決処分指定事項の一部改正について申し上げます。

今回の定例会で、議員提案により 3 つの議案を一括提案いたします。今回の提案理由は、地
方自治法の一部改正及び柴田町議会基本条例の施行に伴い改正するものです。

それでは、議案書 1 ページをお開きください。

初めに、議発第 1 号地方自治法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整備等に関
する条例についての提案理由を説明いたします。

この条例は、平成24年 9 月 5 日に公布された地方自治法の一部を改正する法律（平成24年法
律第72号）と、平成24年第 4 回定例会で可決され平成24年12月20日に公布された柴田町議会基
本条例（平成24年柴田町条例第31号）の施行に伴い、関係する 4 本の条例の一部を改正するも
のです。

2 ページになります。

第 1 条、柴田町議会定例会の回数に関する条例の一部改正は、柴田町議会基本条例第 4 条の
通年議会の規定を受け、定例会の回数を年 1 回とするものです。

第 2 条、柴田町議会委員会条例の一部改正は、改正地方自治法及び柴田町議会基本条例第 4

条の通年議会の規定を受けて改正するものです。

3ページになります。

第3条、柴田町議会政務調査費の交付に関する条例の一部改正は、改正地方自治法により、「政務調査費」から「政務活動費」に名称が変更したこと、使途の範囲について「政務活動費を充てることができる経費の範囲」として規則から条例に明記するようになったこと、さらに柴田町議会基本条例第18条に政務活動費の規定を盛り込んだことに伴い改正するものです。

8ページになります。

第4条、柴田町実費弁償条例の一部改正は、改正地方自治法により、本会議においても委員会同様、公聴会の開催や参考人の招致ができることとなったことに伴い、改正地方自治法の条文を引用している箇所を改正するものです。

9ページになります。

附則で、この条例は、平成25年4月1日から施行することとしています。ただし、政務活動費の交付に関する条例については、改正地方自治法の施行期日とあわせ平成25年3月1日からの施行とします。

次に、議発第2号柴田町議会会議規則の一部を改正する規則についての提案理由を説明いたします。

11ページをごらんください。

この規則は、議発第1号地方自治法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例で説明したのと同じで、平成24年9月5日公布の地方自治法の一部を改正する法律と、平成24年12月20日公布の柴田町議会基本条例の施行に伴い、柴田町議会会議規則の一部を改正するものです。

12ページになります。

主な改正の内容は、柴田町議会基本条例に盛り込んだ通年議会、自由討議、反問権の実施に伴うもの、改正地方自治法の施行により本会議においても公聴会の開催や参考人の招致が可能になったことに伴うものです。

17ページの附則です。この条例は平成25年4月1日から施行することとしています。

最後に、議発第3号地方自治法第180条第1項の規定に基づく町長の専決処分指定事項の一部改正についての提案理由を説明いたします。

19ページをごらんください。

この指定事項も、議発第1号地方自治法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整

備等に関する条例で説明したのと同じで、平成24年12月20日公布の柴田町議会基本条例の施行に伴い、地方自治法第180条第1項の規定に基づく町長の専決処分指定事項の一部を改正するものです。

20ページになります。

改正は、柴田町議会基本条例に盛り込んだ通年議会の実施に伴うものです。主な内容は、災害等による応急的に必要な予算の補正、会計年度末における予算の補正、会計年度末における日切れ扱いの地方税法の改正に必要な条例の改正、条例の趣旨を変更しない範囲の法律等の改正による引用条項等の整備、解散等による選挙費予算の補正を追加するものです。

附則で、この改正は平成25年4月1日から施行することとしています。

以上、今回の3つの議案は、地方自治法の一部改正及び柴田町議会基本条例の施行に伴い改正するものであります。同僚議員の賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（我妻弘国君） これより質疑に入ります。質疑は一括といたします。なお、質疑に当たっては議案名を示して行ってください。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（我妻弘国君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（我妻弘国君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより、議発第1号地方自治法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（我妻弘国君） 起立総員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより、議発第2号柴田町議会会議規則の一部を改正する規則の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（我妻弘国君） 起立総員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより、議発第3号地方自治法第180条第1項の規定に基づく町長の専決処分指定事項の一部改正の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（我妻弘国君） 起立総員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 2 1 意見書案第 1 号 石油製品高騰への特別対策と石油製品の適正価格・安定供給の実現を求める意見書

○議長（我妻弘国君） 日程第21、意見書案第 1 号石油製品高騰への特別対策と石油製品の適正価格・安定供給の実現を求める意見書を議題といたします。

提出者の趣旨説明を求めます。9 番水戸義裕君の登壇を許します。

[9 番 水戸義裕君 登壇]

○9 番（水戸義裕君） 9 番水戸義裕であります。

ただいま議題となっております意見書案第 1 号石油製品高騰への特別対策と石油製品の適正価格・安定供給の実現を求める意見書について、議案の朗読をもって趣旨説明にかえさせていただきます。

石油製品高騰への特別対策と石油製品の適正価格・安定供給の実現を求める意見書（案）。

この冬の灯油価格が過去最も高い水準となった平成20年に次ぐ高水準となるほど、石油製品の価格が著しく高騰し、石油製品への依存度が高い県内の農林漁業者、運輸業者、中小零細事業者は大きな打撃を受けており、東日本大震災や長引く景気低迷の影響を受けている地域経済に、さらなる深刻な影響が及んでいる。また、冬季の気象条件が厳しい地域において、灯油を初めとする生活関連石油製品の高騰は、低所得者、経済的弱者を中心に、住民生活に深刻な影響を及ぼすものである。

石油製品の高騰は、原油先物取引市場への投機的資本の大量流入等が原因と言われているが、現在の石油行政のあり方にも大きな問題がある。国は、行政不介入の立場を改め、欧米諸国と同様に、取引の透明化や取引高制限などの規制努力を行い、石油製品の適正価格と安定供給に国が責任を持つような体制をつくるべきである。

よって、国においては、次の事項について実施するよう強く要望する。

1 東日本大震災発生後の石油製品の量不足や流通の停滞が再び起きることのないよう、安定供給に向け、国としての責任と役割を果たすこと。

2 低所得者、経済的弱者の救済策として福祉灯油の拡充に向けた支援施策を講ずるとともに、石油製品への依存度が高い農林漁業者、運輸業者、中小零細事業者への支援施策を拡充すること。

3 原油価格高騰の要因となっている投機的資本の流入への対応について、日本政府が率先して各国と連携を強め、原油取引価格の安定に向け国際協調を推進し、もって、石油製品の価格の適正化を図ること。

4 石油製品の流通及び価格の適正化に関し、行政の責任と役割を明確にし、必要な施策を早急に講ずること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年2月28日。宮城県柴田町議会。

提出先、衆議院議長殿、参議院議長殿、内閣総理大臣殿、農林水産大臣殿、厚生労働大臣殿、経済産業大臣殿、国土交通大臣殿、資源エネルギー庁長官殿。

以上であります。

○議長（我妻弘国君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（我妻弘国君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（我妻弘国君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより、意見書案第1号石油製品高騰への特別対策と石油製品の適正価格・安定供給の実現を求める意見書の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（我妻弘国君） 起立総員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

なお、この件の提出先が、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、農林水産大臣、厚生労働大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、資源エネルギー庁長官に要望されておりますので、議長名をもって文書で提出いたします。

日程第22 請願第1号 「東北電力女川原子力発電所の再稼働を行わないことを求める意見書」採択の請願

○議長（我妻弘国君） 日程第22、請願第1号「東北電力女川原子力発電所の再稼働を行わないことを求める意見書」採択の請願を議題といたします。

本案について、その取り扱いを議会運営委員会において協議した結果、所管の委員会に付託

すべきとの意見の一致を見ました。

お諮りいたします。請願第1号を総務常任委員会に付託の上、閉会中の継続審査にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（我妻弘国君） 異議なしと認めます。よって、本請願は総務常任委員会に付託の上、閉会中の継続審査とすることに決しました。

日程第23 陳情第1号 石油製品高騰への特別対策と石油製品の適正価格・安定供給を実現する行政施策強化の意見書提出を求める陳情

○議長（我妻弘国君） 日程第23、陳情に入ります。

今期定例会において本日までに受理した陳情は、お手元に配付の陳情文書表のとおりであります。

陳情第1号については、さきの日程にて意見書案第1号として提出され、可決されておりますので、ここでは報告のみの取り扱いといたします。

なお、要望等についてもお手元に配付いたしましたとおりであります。

これで本定例会の会議に付された事件は全て終了いたしました。

これで会議を閉じますが、閉会前に町長から挨拶の申し出がありますので、これを許します。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） 閉会に当たりまして、一言御礼のご挨拶を申し上げさせていただきます。

さて、本議会に付議されました議案は、専決処分3件、人事案件1件、条例28件、平成24年度補正予算、平成25年度各種会計当初予算、追加案件として専決処分7件、変更契約案件2件などの追加議案などを含め、合計41件となりました。慎重なるご審議を賜り、一般会計につきましては13対2で可決をいただき、その他の特別会計は全会一致でいずれも原案のとおり可決いただきましたこと、御礼と感謝を申し上げます。

今議会では、主に平成25年度の当初予算についてご審議をいただきました。今年度は柴田町が安全・安心な町として将来に向けて持続的に成長・発展していくための施策を重点目標に掲げました。

安全なまちづくりとして、道路、側溝、水害対策に予算を配分いたしました。第1位が福祉

関連予算で、それに次ぐ第2の予算規模といたしました。安心なまちづくりとして、中学生までの子ども医療費を通院・入院を無料化にするということを10月から始めさせていただきます。新たな災害見舞金制度も4月からスタートすることになります。

次に、柴田町が将来に向かって成長・発展していくためには、交流人口の拡大を図り、定住人口をふやし、経済の活性化を図っていく必要がございます。観光まちづくりを通じて、町民が誇りを持てる魅力あるまちづくりにみんなで努力することで、観光客も引きつけることとなりますので、積極的に投資を行ってまいります。この投資の案件について、実は国の補正予算について7事業を要望しておりました。その結果が2件ほどまいりましたので、この場を借りてご紹介をさせていただきます。

1つは、さくら連絡橋を含む社会資本整備総合計画（市街地計画）でございます。これについては、2億9,000万円を要望しておりました。その内訳は、白石川堤外地環境整備事業に3,000万円、これは園路と広場を整備します。関連事業として、さくら連絡橋建設事業2億5,000万円、これは幅が3メートルで長さが94メートルの小学校の前にあるあの歩道橋を長くしたものとお考えいただきたいというふうに思います。決して巨大な橋ではございません。効果促進事業として、公園施設整備事業として1,000万円、これは船岡城址公園、船岡駅前緑地の遊具の更新でございます。総額2億9,000万円を要望しましたところ、おおむね50%、1億4,200万円の国のお金がかかることになりました。

2つ目は、道路関係でございます。これにつきましては、要求額を3億800万円としておりました。事業費ベースで2億7,900万円が認められまして、国のお金が1億5,330万円の内示を受けました。要求した3億800万円に対しまして、90%を認めていただいたということでございますので、これで道路の肌荒れ等を直させていただきたいというふうに思っております。

主な事業として、1つに町道八入13号線ほか22路線の舗装修繕工事で、これについては、国から90%認められました。2つに、通学路対策として、船岡東43号線、これは今もやっておりますけれども、水路へのふたかけですね、これについては90%認められました。ですので、当初予算で43号線予算化しておりますので、合わせますと予算上は25年度で終わることになります。ただ、工事はちょっとおくれしておりますけれども、ふたかけが終わることになります。3つ目に、冠水対策として、入間田14号線、これは柴田小学校の北側でございます。いつも冠水して通れませんので、これについては100%国から認めていただきました。これにより、町の裏負担約3億円のうち、80%の約2億4,000万円が臨時交付金の対象となるということでございます。ですので、合わせて5億円近いお金が来るのではないかとこのように思っ

ております。ただし、全額が認められるかどうかはちょっとわかりませんが、大いに期待したいというふうに思っております。この元気臨時交付金、これが来ますと、福祉と学校の整備等に回せますので、球場の補修とか、そういうことにお金を使っていきたいというふうに思っております。

国の予算措置として、このように国の元気臨時交付金に係る予算が認められましたので、補正予算審議のため3月15日に臨時議会を開催させていただきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願ひしたいというふうに思っております。

議員各位におかれましては、3月24日に執行されます柴田町町議会議員一般選挙に向けて準備万端と思いますが、健康に留意されますようご祈念申し上げまして、定例会の閉会に当たりまして御礼の言葉とさせていただきたいと思ひます。ありがとうございました。

○議長（我妻弘国君） これをもって平成25年柴田町議会第1回定例会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでした。

午前10時43分 閉 会

上記会議の経過は、事務局長長谷川 敏が記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するためここに署名する。

平成25年2月日28

議 長

署名議員 番

署名議員 番